



ご存知ですか？

安全運転管理者制度

安全運転管理者とは



安全運転管理者とは、事業所が保有・使用する自動車を適切に管理し、交通事故を防止するために道路交通法で定められた制度です。

道路交通法では、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに安全運転管理者を選任しなければならないとされており、安全運転管理者等を選任しなければならないにもかかわらず、これを選任していなかった場合、自動車の使用者に50万円以下の罰金が科せられます。

選任の基準は？



※注意・・・自動車運転代行業者については別途基準が設けられています

【選任が必要となる事業所】

- ・自動車を5台以上使用している事業所※
（大自二・普自二は0.5台として計算、原付は対象外）
- ・乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用している事業所

警察庁HP



安全運転管理者制度の概要

安全運転管理者の選任基準や資格要件、基本業務については、こちらからご確認いただけます。

安全運転管理者の業務とは？



安全運転管理者には、運転者の適性の把握や運転前後の酒気帯びの有無の確認、安全運転の指導など、行うべき基本業務が定められています。

また、使用者は、安全運転管理者及び副安全運転管理者に選任されている者に対して、年に1回、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させなければなりません。

届出の場所や方法は？

安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任する場合は、必要書類を事業所を管轄する警察署の交通課窓口に提出します。※郵送不可

提出要領や必要書類の様式は、宮崎県警察のホームページから確認・ダウンロードすることができます。

また、県の電子申請システムから申請することも可能です。

従業員が業務中に交通事故を起こすと、事業所にも多くの損害が生じ、使用者にも責任が問われる場合があります。
各事業所で交通安全教育等の安全運転管理を行いましょう。



必要書類の確認とダウンロードはこちら



宮崎県警察本部HP

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。